

令和2年11月15日

公明党社会保障制度調査会 会長 柘屋 敬悟 様
同 事務局長 秋野 公造 様

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会長 柴口 里則
日本介護支援専門員連盟
会長 藤岡 三之輔

令和3年度 介護報酬改定等 に関する要望について

日頃より、当協会の活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

介護支援専門員（ケアマネジャー）は、利用者の「その人らしい生活」を支えるために、その家族を含め幅広い支援をしてきました。介護保険法において、ケアマネジメント専門職として、その必要性を認識して努力を重ねてきました。利用者の自立支援に資するケアマネジメントの実践はもちろんのこと、医療介護連携の促進や介護保険以外のサービスへの対応、家族介護者の介護離職防止のための相談支援、生活に必要な市町村独自サービスの開発、災害時の被災者支援等、その役割は年々大きくなっています。

また、公正中立なケアマネジメントに資するため、利用者等が納得できるまで各種のサービスの提示と説明をし、利用者の自己決定を支援しております。

さらに、近年、ひとり暮らしによる家族機能の低下や認知症等に起因する通院や入院時のサポートが増え、介護支援専門員が必要に迫られて対応するケースも増加しております。

現在、社会保障審議会介護給付費分科会において介護報酬等の見直しや実務面での検討が進められておりますが、居宅介護支援事業所においては、介護事業経営実態調査において介護保険制度施行以来、収支差マイナスが続いており、令和2年度調査ではその差が拡大し、中長期的な経営維持や処遇の改善の実施が厳しい状況もございます。

つきましては、国民の皆様になお一層の貢献ができるよう、別紙の通り予算面の措置について要望いたします。

格別のご配慮を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

○令和3年度介護報酬に関する要望事項

居宅介護支援事業所の令和3年度介護報酬改定、並びに以下の通り意見を具申いたします。格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

1. 介護保険サービスで制度創設以来唯一収支差マイナス（-1.6%）である居宅介護支援事業所の経営状況の改善を通じた介護支援専門員の処遇の改善に向けて、介護報酬の引き上げについてご配慮をお願いいたします。

【要望理由】

介護支援専門員に求められる役割の拡大とともに業務範囲も拡大しています。「令和2年度介護事業経営実態調査」では収支率マイナスであり、利用者が安心してケアマネジメントサービスを利用するためには、質の高い介護支援専門員の安定的な確保及び安定した経営基盤の整備が重要です。「居宅介護支援及び介護予防支援における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業報告書（令和2年3月）」では、「居宅介護支援事業所で問題や困難と感じる点」について、処遇の改善の必要性を指摘する回答が最も多い結果となっています。

また、収支状況等からICT化による業務効率化も機器の購入等が困難な側面もあります。質の高い介護支援専門員の安定的な確保を目指し、魅力ある職業とするため、報酬と環境の両面で処遇の改善を行い、継続した事業所運営を行うために、基本単位をはじめとした居宅介護支援の介護報酬の引き上げについて、ご配慮をお願いいたします。

2. 新型コロナウイルス感染拡大により、サービス担当者会議など「外部との会議の調整が困難」、モニタリング訪問困難や利用者の訪問拒否により「利用者の現状把握が困難」、介護保険サービス事業所の縮小等により「退院（所）のサービス調整が困難」などが起こりました（別添パワーポイント資料2ページ参照）。現在、コロナ感染予防による各種の臨時的措置がとられておりますが、感染収束が見通せない中ですので、必要な期間の継続や一部恒久化の検討をお願いいたします。また、衛生用品安定供給に関しましても引き続きご支援をよろしくお願いいたします。

【要望理由】

居宅介護支援事業所のケアマネジメントに関する業務には、アセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者会議を開催し、介護サービス調整、利用者の状態変化の把握のためのモニタリングによる自宅訪問などでの対面による対応が必須です。

しかしながら、いずれも利用者・家族等の接触を伴うものであり、感染リスクを伴う業務になります。今般感染拡大防止の観点から、厚生労働省によりこれらの業務について対面等による感染リスクを低減させるため、各種の臨時的措置を講じていただいています。しかしながら、未だ収束が見通せない状況ですので、必要な期間の継続や一部恒久化の検討をお願いいたします。

また、衛生用品安定供給に関しましても、引き続きご支援よろしくお願いいたします。

以上